

開発・宅地造成等工事申請手数料一覧表（和泉市都市計画法施行条例第5条、和泉市手数料条例第2条第1項第15号）

都市計画法関係

29条 開発許可	面積		1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 6,000㎡未満	6,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 60,000㎡未満	60,000㎡以上 100,000㎡未満	100,000㎡以上
	手数料	自己居住用	10,000円	26,000円	51,000円	100,000円	150,000円	210,000円	260,000円	360,000円
	自己業務用	15,000円	36,000円	77,000円	140,000円	240,000円	320,000円	400,000円	560,000円	
	非自己用	100,000円	150,000円	230,000円	310,000円	460,000円	600,000円	780,000円	1,000,000円	
35条の2 開発変更許可	① 面積変更なし		従前の面積に対応する金額 × 1 / 10							①～④のいずれか一つで金額算定 (最高限度額は1,000,000円)
	② 面積減少		変更後の面積に対応する金額 × 1 / 10							
	③ 面積増		1 従前の面積に対応する金額 × 1 / 10 + 増えた面積に対応する額							
			2 増えた面積に対応する額 (設計変更なしで面積のみ増える場合)							
	④ 面積増減		従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する額 × 1 / 10 + 増えた面積に対応する金額							
⑤ その他の変更		工区変更・工事施行者変更 (自己用業務で1ヘクタール以上・非自己用) ・ 予定建築物の変更 12,000円							①～④と同時の場合は加算	
43条 第1項 建築許可	面積		1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 6,000㎡未満	6,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上			
	手数料		7,700円	21,000円	44,000円	77,000円	110,000円			
45条 地位承継	面積		10,000㎡未満	10,000㎡以上		41条第2項ただし書(第35条の2第4項において準用する場合を含む)の規定による許可				54,000円
	手数料	自己居住用	2,100円		42条第1項ただし書の規定による許可				29,000円	
		自己業務用	2,100円	3,200円						
	非自己用	21,000円								
都市計画法47条第5項の規定による登録簿の写しの交付									510円	1件につき
都市計画法37条第1号の規定による承認の申請をしようとする者									2,000円	
都市計画法施行規則60条の書面の交付を受けようとする者 (都市計画法41条第2項ただし書若しくは第42条第1項ただし書の規定による許可又は第43条第1項の許可を受けたことを証する書面の交付を受けようとするとき)									980円	
都市計画法施行規則60条の書面の交付を受けようとする者 (都市計画法29条第1項又は第43条第1項の許可を受ける必要がないことを証する書面の交付を受けようとするとき)									4,800円	
都市計画法施行規則60条の書面の交付を受けようとする者 (都市計画法42条第1項本文の規定により制限された建築物でないことを証する書面の交付を受けようとするとき)									4,800円	

宅地造成及び特定盛土等規制法関係

12条 宅地造成等 許可	手数料	盛土、切土または土石の堆積をする面積										
		500 m <sup>2</sup> 以内	500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	2,000 m <sup>2</sup> を超え 3,000 m <sup>2</sup> 以内	3,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内	5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内	20,000 m <sup>2</sup> を超え 40,000 m <sup>2</sup> 以内	40,000 m <sup>2</sup> を超え 70,000 m <sup>2</sup> 以内	70,000 m <sup>2</sup> を超え 100,000 m <sup>2</sup> 以内	100,000 m <sup>2</sup> を超えるとき
	宅地造成及び特定盛土等	14,300円	25,900円	37,300円	57,300円	71,600円	96,300円	150,600円	235,200円	377,200円	541,500円	723,600円
	土石の堆積	12,100円	15,100円	17,800円	22,000円	30,800円	34,800円	41,700円	56,700円	77,400円	115,400円	144,200円
18条 中間検査		3,900円	4,300円	4,800円	5,500円	6,100円	7,000円	9,200円	12,600円	18,100円	24,600円	31,800円
16条 宅地造成等変更 許可	① 面積変更なし	従前の面積に対応する金額 × 1/10 (※1)									① ~④の何れか一つで金額算定 (最高限度額は宅地造成及び特定盛土等 723,600円、土石の堆積 144,200円) (※面積=盛土、切土または土石の堆積をする面積)	
	② 面積減少	変更後の面積に対応する金額 × 1/10 (※1)										
	③ 面積増	従前の面積に対応する金額 × 1/10 + 増えた面積に対応する額 (※1)										
		増えた面積に対応する額 (設計変更なしで面積のみ増える場合) (※1)										
	④ 面積増減	従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する額 × 1/10 + 増えた面積に対応する金額 (※1)										
⑤ その他の変更	盛土、切土または土石の堆積をする区域外での変更 13,500円									① ~④と同時の場合は加算		
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の書面の交付を受けようとする者(宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号に規定する宅地造成及び同法第3号に規定する特定盛土等に関する工事でないことを証する書面)										5,500円		
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の書面の交付を受けようとする者(宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は16条第1項の許可を受けたことを証する書面)										650円 ※2		

※1 その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。

※2 宅地造成等規制法第8条第1項本文又は同法第12条第1項の許可を受けたことを証する書面の交付に係る手数料においては従前の手数料(980円)